

狂犬病予防及び動物愛護関係事業広告掲載要領

(趣旨)

第1条 各区役所衛生課、動物愛護センター及び健康福祉局保健医療政策部〔生活衛生担当〕が作成、配布等する広報印刷物等への広告掲載に関し必要な事項は、川崎市広告掲載要綱（平成17年11月21日付け17川財財第298号。以下「要綱」という。）及び川崎市広告掲載基準（平成17年11月21日付け17川財財第298号。以下「基準」という。）で定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(広告主の範囲及び選定に際する優先順位)

第2条 広告主の範囲及び選定に際する優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市及び川崎市が出資又は出捐する法人
- (2) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらが出資又は出捐する法人
- (3) 公共交通機関、ライフライン事業者、その他これに類する公共的性格を有する市内事業者
- (4) 公共的性格を有する新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関
- (5) 市内に事業所を有する動物関連用品の製造、販売等をする事業者
- (6) 市外に事業所を有する動物関連用品の製造、販売等をする事業者
- (7) その他、本要領第6条で規定する狂犬病予防及び動物愛護関係事業広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めた事業者

(広告内容の範囲)

第3条 掲載する広告の内容は、広報印刷物等の作成趣旨等に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項に規定する第一種動物取扱業、同法第24条の2の2に規定する第二種動物取扱業、獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設

及び川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（平成23年5月31日23川健安第1004号）第2条第1項第2号に基づくペット霊園に関するものは除くこととする。

（広告募集説明書の作成及び募集）

第4条 健康福祉局長は、広告の位置、広告の枠数、印刷物の配布期間、広告料及び広告掲載申込書等を定めた広告募集説明書を広報印刷物ごとに作成し、募集を行う。

（広告掲載の申込み）

第5条 広報印刷物への広告掲載希望者は、広告募集説明書の記載内容に基づき健康福祉局長宛申し込むものとする。その際、健康福祉局長は必要に応じて掲載を希望する団体に関する資料を求めることができる。

（委員会）

第6条 広告掲載の適正化を図るため、委員会を設置する。

2 委員会は、別表1に掲げるものをもって充て、委員長は健康福祉局保健医療政策部担当課長〔生活衛生〕を、副委員長は委員長の任命により充てる。

3 委員会は、以下に掲げる事項について審査し、その結果を健康福祉局長に報告する。

（1）第2条、第3条、要綱第5条及び基準の該当事由

（2）広告の内容及びデザイン等

（3）その他健康福祉局長が必要と認める事項

4 委員会は、前項の審査の結果、適格と判断される広告掲載希望者が、広告の募集枠数を超えたときは、1枠あたりの広告料（複数枠希望の場合は、1枠あたりの広告料を算出して比較する）が広告掲載仕様書に示した最低広告料以上の最も高い金額を提示した者から順に選定するものとする。また、同額の提示が複数あった場合は、第2条による優先順位により順位付けを行う。

この場合において、同順位の者の中では本市狂犬病予防事業や動物愛護事業に貢献している者を優先するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 健康福祉局長は、委員会の報告に基づき、広告掲載の可否を決定する。

(広告原稿の審査)

第8条 委員会は、広告掲載決定後、広告主が提出した広告原稿について審査を行い、その結果及び修正意見等を健康福祉局長に報告する。

2 健康福祉局長は、前項の報告に基づき、広告主と広告原稿の修正について調整する。

(広告掲載の契約)

第9条 広告主は、広告掲載に当たり、本市と広告掲載に関する契約を締結するものとする。

(広告料)

第10条 広告主は、広告掲載の決定後、広告料を市長の指定する期日までに一括前納するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき、権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は、健康福祉局保健医療政策部〔生活衛生担当〕に

置く。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1
川崎区役所衛生課長
幸区役所衛生課長
中原区役所衛生課長
高津区役所衛生課長
宮前区役所衛生課長
多摩区役所衛生課長
麻生区役所衛生課長
動物愛護センター所長
健康福祉局保健医療政策部担当課長〔生活衛生〕